

特定個人情報保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、この土地改良区が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)および「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会告示第5号。以下「特定個人情報ガイドライン」という。)に基づき、この土地改良区の取り扱う個人番号および特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)の適正な取扱いを確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、特定個人情報ガイドライン第2に定めるところによる。

- (1) 個人番号
- (2) 特定個人情報
- (3) 特定個人情報ファイル
- (4) 個人番号関係事務
- (5) 個人番号関係事務実施者
- (6) 個人番号利用事務実施者

2 次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「役職員」とは、この土地改良区の理事、監事およびこの土地改良区と雇用関係にある従業者(職員、再雇用職員、嘱託員等)をいう
- (2) 「事務取扱担当者」とは、この土地改良区において、特定個人情報等を取り扱う事務に従事する者をいう

(基本方針)

第3条 この土地改良区は、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むため、次の事項に係る基本方針を定めるものとする。

- (1) 事業者の名称
- (2) 関係法令・ガイドライン等の遵守
- (3) 安全管理措置に関する事項
- (4) 質問および苦情処理の窓口

(この土地改良区が個人番号を取り扱う事務の範囲)

第4条 この土地改良区が個人番号を取り扱う事務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- (2) 雇用保険届出事務
- (3) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく請求に関する事務
- (4) 健康保険・厚生年金届出事務
- (5) 国民年金の第3号被保険者の届出事務
- (6) 報酬・料金等および不動産等の譲り受けの対価・使用料等の支払調書作成事務
- (7) その他、上記に付随する手続事務

2 この土地改良区は、前項に規定する事務のほか、番号法第9条第3項に規定する事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができるものとする。

(この土地改良区が取り扱う特定個人情報等の範囲)

第5条 前条の事務において取り扱う特定個人情報等の範囲は、個人番号および個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス等とする。

(特定個人情報保護に関する規程)

(組織体制等)

第6条 個人情報保護管理者（別に定める個人情報保護に関する規程（以下「個人情報保護規程」という。）第12条に定める個人情報保護管理者をいう。）が指名する者を、事務取扱担当者とし、事務取扱担当者は特定個人情報等の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、特定個人情報等がこの規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、特定個人情報等の取扱状況について、定期的に理事長に報告を行うものとする。
- 4 理事長は、個人情報保護管理者および事務取扱担当者に対し、この規程を遵守させるための教育研修その他を実施し、または教育研修その他の措置を受けることができるよう措置するものとする。

(取扱状況・運用状況の記録)

第7条 事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱状況をチェックリストに基づき確認および記入し、当該チェックリストを保存するものとする。

- 2 事務取扱担当者は、第9条第1項第2号の規定に基づき、外部委託先にデータを持ち出す場合は、持出日、返却日、持出者等を記録するものとする。

(機器および電子媒体等の盗難等の防止)

第8条 この土地改良区は、特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体または書籍等を、施錠できるキャビネット・書庫・金庫等に保管する
- (2) 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定する

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第9条 この土地改良区における特定個人情報等が記録された電子媒体または書類等の持ち出しは、次に掲げる場合を除き禁止するものとする。

- (1) 行政機関等への法定調書の提出等、この土地改良区が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータまたは書類を提出する場合
 - (2) 個人番号関係事務に係る外部委託先に、委託事務を実施するうえで必要と認められる範囲内でデータを提供する場合
- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された電子媒体または書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずるものとする。
 - 3 郵便の利用等、移送を外部に委託する場合は、追跡可能な移送手段によるものとする。

(アクセス制御・アクセス者の識別と認証)

第10条 この土地改良区における、特定個人情報等へのアクセス制御およびアクセス者の識別と認証については、特定個人情報等を取り扱う機器を特定するとともに、当該機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御機能）の設定により、特定個人情報等を取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定するものとする。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第11条 この土地改良区は、次に掲げる事項のいずれかあるいは複数の方法により、情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護するものとする。

- (1) 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する方法
- (2) 情報システムおよび機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウ

[神追48]

ウェア等)を導入し、当該ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法

- (3) 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態にする方法
- (4) ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法

(情報漏えい等の防止)

第12条 この土地改良区は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、次の掲げる防止策その他の方法により通信経路における情報漏えい等および情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等の防止に努めるものとする。

- (1) 通信経路における情報漏えい等の防止策
通信経路の暗号化
- (2) 情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等の防止策
データの暗号化またはパスワードによる保護

(特定個人情報等の利用目的)

第13条 この土地改良区が、役職員または第三者から取得する特定個人情報等の利用目的は、第4条に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。

(特定個人情報等の取得時の利用目的の通知等)

第14条 この土地改良区は、特定個人情報等を取得する場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、その利用目的を特定個人情報等を求める者に通知または公表するものとする。

- 2 この土地改良区は、利用目的の変更を要する場合、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知、公表または明示を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報等を利用することができるものとする。

(個人番号の提供の要求)

第15条 この土地改良区は、第4条に掲げる事務を処理するために必要がある場合に限り、本人または他の個人番号関係事務実施者もしくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

- 2 前項の規定による個人番号の提供の求めまたは第17条の規定に基づく本人確認に応じない者がいる場合には、特定個人情報等の利用目的等について説明を行うものとする。
それにもかかわらず、なお個人番号の提供が得られない等の場合は、その経緯を記録するものとする。
- 3 この土地改良区は、第4条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報等を収集しないものとする。

(個人番号の提供を求める時期)

第16条 この土地改良区は、第4条に定める事務を処理するために必要があるときに個人番号の提供を求めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予測される場合には、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で、個人番号の提供を求めることができるものとする。

(本人確認等)

第17条 この土地改良区は、番号法第16条に定める方法により、本人の個人番号の確認および身元確認を行うものとする。

- 2 代理人を通じて本人確認をするときは、番号法第16条に定める方法により、代理権の確認、当該代理人の身元確認を行ったうえで本人の個人番号の確認を行うものとする。

(特定個人情報保護に関する規程)

(特定個人情報等の利用および保管の制限)

第18条 この土地改良区は、第4条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報等を利用または保管しないものとする。

- 2 この土地改良区は、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて特定個人情報等を利用してはならないものとする。
- 3 この土地改良区は、番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）の写しやこの土地改良区が行政機関等に提出する法定調書の控えや当該法定調書を作成するうえで事業者が受領する個人番号が記載された申告書等を特定個人情報として保管するものとする。これらの書類については、法定調書の再作成を行うなど個人番号関係事務の一環として利用する必要があると認められるため、関連する所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間保存することができるものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第19条 この土地改良区は、第4条に定める事務を処理するために必要な範囲に限って、特定個人情報ファイルを作成するものとする。

- 2 特定個人情報ファイルを作成した場合は、その利用実績を記録するものとする。

(特定個人情報等の提供制限)

第20条 この土地改良区は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しないものとする。

(特定個人情報等の開示、訂正等、利用停止等)

第21条 この土地改良区の特定個人情報等に係る保有個人データの開示、訂正等、利用停止等、理由の説明、開示等の求めに応じる手続、手数料および苦情の処理については、別途定める個人情報保護規程第16条から第22条に定めるところに準ずるものとする。

(特定個人情報等の廃棄・削除)

第22条 この土地改良区は、第4条に規定する事務を処理する必要がある範囲内に限り特定個人情報等を収集または保管するものとする。なお、書類等について所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものについては、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保有するものとし、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号を廃棄または削除するものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、事務取扱担当者が特定個人情報等の廃棄・削除を行った場合は、第7条第1項の規定に基づくチェックリストにより、外部委託先が行った場合は証明書等により確認するものとする。

(委託先の必要かつ適切な監督)

第23条 この土地改良区は、個人番号関係事務の全部または一部を委託する場合に、この土地改良区自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、次のとおり必要かつ適切な監督を行うものとする。

- (1) 委託先の選定に当たっては、委託先の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等についてあらかじめ確認すること
- (2) 委託先との契約に当たっては、秘密保持義務、事務所内からの特定個人情報等の持ち出しの禁止、特定個人情報等の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報等の返却または廃棄、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告、特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化およびこの土地改良区が委託先に対して行う実施調査等について委託契約書に盛り込むこと

(再委託先の条件等)

第24条 前条第2号の再委託については、次の要件を満たすものとする。

- (1) 委託先は、この土地改良区が承諾した場合に限り、委託を受けた個人番号関係事務の全部または一部を再委託することができるものとする
- (2) 前号に規定する承諾は、再委託先について前条第1号の確認ができるほか、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行うこと等が、当該再委託契約書から明らかである場合に限り行うことができるものとする

(情報漏えい事案等への対応)

第25条 個人情報保護管理者または事務取扱担当者は、特定個人情報等の漏えい、滅失またはき損による事故が発生したことを知った場合またはその可能性が高いと判断した場合は、直ちに理事長に報告するものとする。

- 2 理事長は、前項の報告を受けたときまたは自ら知ったときは、この規程および特定個人情報保護委員会の「事業者における特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応について」(平成27年9月28日特定個人情報保護委員会告示第2号)に基づき、適切に対処するものとする。

(個人情報保護規程との関係)

第26条 特定個人情報等に関しては、個人情報保護規程に優先して、この規程が適用されるものとする。

附 則

1. この規程は、平成28年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成31年 4月 1日より施行する。